

○山梨県警察審査請求事務処理要領の制定について

〔 令和 3 年 8 月 2 6 日 〕
〔 例規甲（監監二）第 2 1 号 〕

山梨県警察審査請求事務処理要領

第 1 目的

この要領は、山梨県公安委員会審査請求手続規則（令和 3 年山梨県公安委員会規則第 8 号。以下「規則」という。）第 2 9 条に基づき公安委員会に対する審査請求に関し、警察本部が行う事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 審査請求の受付

- 1 審査請求は、監察課長が受け付けるものとする。
- 2 監察課長は、審査請求を受け付けたときは、必要な事項を審査請求受理簿（第 1 号様式）に記載するとともに、遅滞なくその旨を公安委員会に報告しなければならない。
- 3 審査請求書が当該審査請求に係る事務を主管する所属又は警察署に提出された場合は、所属長又は署長は、審査請求書を受付し、速やかに監察課に送付しなければならない。

第 3 審理官に対する弁明書の送付

審査請求に係る事務を主管する所属長は、規則第 1 1 条に基づき審理官から弁明書の提出の求めがあったときは、速やかに弁明書（第 2 号様式）を正副 2 通作成し、審理官に送付しなければならない。

様式 省略